

NPO・ボランティア団体立上げの第一歩！ 団体規約の作り方

任意団体の規約は、団体の目的や活動に応じて、自由に作ります。

「どんな団体にしていくか」を仲間で話し合いながら、実効性・実行性のある規約を作りましょう。

この規約のイメージは、、、

○会員 70 名、理事 1 名、副理事 2 名、理事 2 名

○会の運営については年 1 回の総会で議決し、3 か月に 1 回の理事会で具体的に進捗を確認する。各事業部は月 1 回の会議で事業の課題と成果を検討する。各事業責任者と事務局長が月例の報告を行う。

※団体の規模と事業の内容によって、意思決定プロセスと組織内コミュニケーションを理想の形に組み立てます。

(例) 規約として定める事柄

総則→ 目的、所在地など

会員→ 構成員について。会員種、入会方法など

役員→ 組織構成について。役割、責任、人数、選任と解任など

意思決定→ 会議の種類、会議成立条件、議決の方法など

会計→ 会計方法、資産など

規約の変更→ 変更の手順や承認の方法など

附則→ 規則の施行、改正した日付

記載内容は一例です。団体に応じて考えて具体化してください。

【サンプル】〇^(ふりがな)〇〇〇 (団体名称) 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、〇〇〇と称する。

(事務所)

第2条 この団体の事務所は、〇〇に置く。

事務所が個人宅の場合、「会長宅に置く」などにするると個人情報保護となります(※事務所がある場合は番地まで記載するのが良いと思います)。個人情報保護のため、「〇〇市内に置く」としても問題ありません。

第2章 ミッション及び事業

(ミッション)

第3条 この団体は、〇〇〇することを目的として、〇〇〇の事業を行う。

(活動・事業の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を実施する。

- (1) 子どもの生活環境を改善する活動
- (2) 保護者の子育て環境を支援する活動
- (3) 子供を取り巻く社会環境についての啓発活動
- (4) その他、目的の達成に必要な活動

←子ども支援のNPOと仮定して記載しています。

第3章 会員

(会員)

第5条 この団体の会員は、次の各号の〇種類とする。

- (1) 正会員は、この団体の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員(個人)は、この団体の事業を賛助するために入会した者とする。
- (3) 賛助会員(団体・法人)は、この団体の目的に賛同し入会した団体、企業とする。
- (★(4)大学生会員は、、、)
- (★(5)当事者会員は、、、)
- (★(6)子ども会員は、、、)

←会員は、必ずしもこの名称でなくてもOKです。分かりやすい名称にしましょう。

←正会員と賛助会員の違いは主として「議決権」の有無です。団体の運営に参画するかどうかの違いです。

★(4)~(6)のような会員種を設けなくてはいけないという事はありません。会員種を増やすことで、事務の負担は増えますが、会費の負担を減らし、参加のハードルを下げる事が期待できます。

(入会)

第6条 この団体の会員は、理念及び目的に賛同したものとする。

2 会員種における入会の条件は次の各号とする。

(1)正会員及び賛助会員（個人及び団体・法人）の入会については、理念及び目的に賛同している以外で、特に条件を定めない。

(2)大学生会員は大学生に限って入会を可能とする。

(3)当事者会員は〇〇の当事者に限って入会を可能とする。

(4)子ども会員は18歳未満の未成年に限って入会を可能とする。

3 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、〇〇（会長、代表等）に申し込むものとする。

4 代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

5 代表は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（退会）

第7条 会員は、退会届を〇〇に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき

(2) 会費を〇年以上納入しないとき

(3) この団体が消滅したとき

(4) 除名されたとき

（会費）

第8条 会員は、次の各号で定める会費を納入しなければならない。（年会費）

(1) 正会員 5,000 円

(2) 賛助会員（個人） 一口 3,000 円

(3) 賛助会員（法人） 一口 30,000 円から

(4) 正会員（大学生会員） 2,000 円

(5) 正会員（当事者会員） 3,000 円

(6) 正会員（子ども会員） 無料

（除名）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、〇〇（総会・臨時総会・理事会）において、議決権を有する〇〇（1/2、2/3、1/4 など）の会員の同意により、その者を除名することができる。

(1)この規約に違反したとき

(2)この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3)心身の故障により、会員として団体の運営に参画することができないとき

(4)1年を超えて連絡が取れなくなったとき

(5)その他、この団体の運営に著しい損害を与えたとき

2 除名する場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

第10条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1～2名
- (3) 会計 2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名

←人数は規模や事業の数などから最適化を目指します。会長・副会長や理事長・副理事長とする団体もあります。

(選任)

第11条 役員は総会において、会員の中から選任する。

2 監事は代表、副代表や会計を兼ねることはできない。

(職務)

第12条 代表は、この団体を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、会長を補佐し、代表に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 副代表が2名の場合、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、この団体の会計を担当する。

4 事務局長は、この団体の事務のとりまとめを担当する。

5 監事は、会の活動、役員の業務執行状況、財産及び会計を監査する。

(任期)

第13条 役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

「再任は2回までとする」などして、役員の流動化を促してもよいでしょう

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇の議決により解任することができる。

(1)心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2)この団体に多大な損害を与えたとき

(3)この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第5章 総会 (※最高意思決定機関)

(種別)

第15条 この団体の最高意思決定機関は総会とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第16条 総会は正会員をもって構成する。

(審議事項)

第 17 条 総会は次の号を審議議決する。

- (1) 事業報告、決算報告、監査報告について
- (2) 規約の変更
- (3) 次年度事業計画、予算案
- (4) 役員選任と解任
- (5) その他運営に関する必要事項

(開催)

第 18 条 総会は代表が収集する。

- 2 通常総会は、年 1 回開催とする。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかの場合に開催する。
 - (1) 代表が必要と認めたとき
 - (2) 全会員の〇/〇以上から請求があったとき

(定数)

第 19 条 議決権を持つ会員の半数以上の参加がないと開会できない。

(議決)

第 20 条 総会の議事は、出席した議決権を持つ会員の〇/〇以上のもって決とする。
2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 21 条 総会の議事について、次の各号についての議事録を作成する。

- (1) 日時・場所
 - (2) 議決権を持つ会員数及び出席者数
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) その他
- 2 各種会員が請求した場合、議事録を閲覧させなくてはならない。

第 6 章 役員会：意思決定機関

第 22 条 役員会は役員を持って構成する。

- 2 役員会は総会で承認された事項の執行に関する事及びその他の団体運営に関することを議決する。

※出席について「監事を除く役員」とする団体が多い

(開催)

第 23 条 役員会は年〇回開催される。(※「必要に応じて開催」も多い)

(議事録)

第 24 条 総会の議事について、次の内容を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時・場所
- (2) 審議事項及び議決事項
- (3) 議事の経過及びその結果
- (4) その他

2 各種会員が請求した場合、議事録を閲覧させなくてはならない

第 7 章 事業運営

(事業報告及び決算)

第 25 条 代表は事業年度終了後〇カ月以内に、事業報告書及び収支計算書を作成し、監査を受ける。

2 事業報告書及び収支計算書は総会で承認されなければならない。

(事業計画及び予算)

第 26 条 代表は事業計画書及び活動予算書を作成し、総会で承認されなければならない。

第 8 章 会計

(経費)

第 27 条 この団体の運営に要する経費は次の各号をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業収入
- (4) その他の収入

第 9 章 その他

(解散)

第 28 条 この団体の総会の議決によって解散する。

(規約の変更)

第 29 条 この規約は、総会において議決を得なければ変更できない。

附則

1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

2 この規約の変更(〇〇、△△)は 〇年〇月〇日から施行する。

←変更の履歴を残していきます。
変更した個所を記載するとより
丁寧になります。